

迫罪トシテ管轄大阪區裁判所檢  
 事局ニ一件書類ヲ送致シタリ  
 左記

大阪府東成郡天王寺村字天王寺八三三  
 元事務員 後藤田正毅  
 当三十三年

大阪市西區難波島町七二  
 鍛冶職 荒木榮次郎  
 当三十七年

今市西區河波座三番町二六岡田正助方  
 鍛冶職 本山郊衛門  
 当三十四年

今市西區泉尾町一三八  
 全職 入路友四郎  
 当三十一年

今市西區難波島町一五  
 全職 小鍛冶佐吉

大阪府西成郡津守村六六四  
 鍛冶職 紺田松五助  
 当三十六年

六、鉄板及工ヤング職工二十六名ニ對  
 スル包金問題ニ係リハ既報ノ如  
 ク職工側ハ主張ヲ一擲セシメ付  
 場主ハ十一日午後四時ヨリ今大時ニ  
 至ル間ニ於テ在記ノ如ク二十五名  
 (一名ハ行衛不明)ニ對シ包金ヲ交附  
 シタリ

包金交附金額及氏名

- 五十日 田村亨一 八日 田村茂一郎
- 三十九日 片鐵寅吉 二十日 井上正一
- 十二日 藤原甚助 二十日 住吉良三助
- 六日 本山郊右門 十日 入路友四郎
- 二十四日 北島苗吉 八日 岩橋俊三